

2020年6月

受益者の皆様

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・チャインドネシア株投信」の取得申込／換金申込の受付の停止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用する「アムンディ・チャインドネシア株投信」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、ご連絡申し上げます。当ファンドはファンド・オブ・ファンズの形態をとっており、サブファンドを通じて中国・香港、インド、インドネシアの上場株式等に投資を行っておりますが、今般、2020年7月10日の取得申込／換金申込の受付を停止させていただくこととなりました。

サブファンドの一つ「インドネシア株式ファンド F(適格機関投資家専用)」に係る運用の指図権限を委託しているフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが本社を置くシンガポールにおいて、2020年7月10日に総選挙のため、全ての金融機関が休日となり、証券取引、証券決済、為替取引、資金決済は行われなことが判明いたしました。

つきましては、「アムンディ・チャインドネシア株投信」におきまして、約款の規定に従い、2020年7月10日の取得申込／換金申込の受付を停止させていただきますので、その旨ご連絡申し上げます。受益者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、上記事情をご斟酌いただき、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

取得申込／換金申込の受付スケジュール

| 7/8 (水) | 7/9 (木) | 7/10 (金) | 7/11 (土) | 7/12 (日) | 7/13 (月) | 7/14 (火) |
|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ○ | ○ | × | | | ○ | ○ |

以上

P2の「当資料のお取扱いについてのご注意」を必ずご確認ください。

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

①主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等に実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。当社設定「中国株式ファンドF(適格機関投資家専用) (以下「中国株式サブファンド」といいます。))」、「ノムラ・ファンズ・アイルランド・インディア・エクイティ・ファンド」(以下「インド株式サブファンド」といいます。))、当社設定「インドネシア株式ファンドF(適格機関投資家専用) (以下「インドネシア株式サブファンド」といいます。))」への投資を通じて、それぞれ中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等に実質的に投資します。
- 各サブファンドへの基本配分比率は原則として3分の1ずつとし、定期的によりバランスを行います。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。

②各サブファンドの運用にあたっては、中国株式サブファンドは「アムンディ・ホンコン・リミテッド」が、インド株式サブファンドは「ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド」が、インドネシア株式サブファンドは「フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド」が、海外の株式等の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、収益分配金に関する留意事項、ファンドの繰上償還等があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

<お申込みの際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。>

当資料のお取扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

「Chindonesia®」は、CLSA B. V. (その関係会社を含めCLSAといいます)が所有する登録商標であり、アムンディ・ジャパン株式会社に対して、日本におけるアムンディ・チャインドネシア株投信(以下、「当該ファンド」といいます。)について使用許諾が与えられています。CLSAは、当該ファンドについて、発行・提供・保証・支持・販売・販売促進等を行うものではなく、また、当該ファンドの適法性および適合性、または当該ファンドに関する説明もしくは当該ファンドの開示事項にかかる正確性・妥当性について責任を負うものではありません。CLSAは当該ファンドの投資家および不特定多数の公衆に対して、証券投資一般もしくは当該ファンドそのものに対する投資適格性に関し、明示、黙示を問わず、いかなる意思表示あるいは保証を行うものではありません。CLSAは、当該ファンドの管理・販売もしくは取引等その他一切の行為について責任を負うものではありません。上記の記述にかかわらず、CLSAはいかなる場合においても、逸失利益あるいは特定の損害あるいは偶発的、懲罰的、間接的または結果的な損害について、たとえそのような損害が発生する可能性があることを知りえたとしても、一切の責任を負いません。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

設定・運用は

野村證券

商号等:野村證券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会:日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



商号等:アムンディ・ジャパン株式会社(金融商品取引業者)
登録番号 関東財務局長(金商)第350号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
日本証券業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 一般コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 詳しくは販売会社にお問合せください。(購入後のコース変更はできません。) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | 原則として、購入申込受付日から起算して8営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。 |
| 換金単位 | 一般コース：1口単位または1円単位、自動けいぞく投資コース：1口単位または1円単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合は、受付けません。ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場の休業日が集中する場合があります、その場合、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込受付を中止することがあります。 |
| 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| 換金制限 | 1日1件3億円を超える換金のお申込みは受付けません。また投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。 |
| 信託期間 | 2025年12月10日までとします。(設定日：2010年3月12日) |
| 決算日 | 年1回決算、原則毎年12月10日です。休業日の場合は翌営業日とします。 |
| 収益分配 | 年1回。毎決算時に収益配分方針に基づいて分配を行います。 「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。 |

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は、 3.3%(税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た金額とします。 |

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|--------------|--|
| 運用管理費用(信託報酬) | 実質的な負担上限は、純資産総額に対し 年率2.09%(税込)[*] となります。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了の日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。 ※ ファンドの信託報酬率1.265%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(「中国株式ファンドF(適格機関投資家専用)」/「インドネシア株式ファンドF(適格機関投資家専用)」年率0.825%)を加算しております。 実際の信託報酬額の合計額は投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は有価証券届出書作成日現在のものです。 |
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。 |

◆ ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

| | |
|-------------------|--|
| 委託会社、 その他の関係法人 | 委託会社:アムンディ・ジャパン株式会社 受託会社:株式会社りそな銀行 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 販売会社:野村證券株式会社 |
|-------------------|--|

| | |
|-----------------|--|
| ファンドに関する 照会先 | アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp/ |
|-----------------|--|